

練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブ における医療的ケア児支援方針



令和6年(2024年)3月
練馬区教育委員会



目次

1	支援方針策定の趣旨	1
2	本方針の位置づけ	3
医療的ケア児の状況と区の支援		
1	医療的ケア児の現状	4
2	医療的ケア児の状況と区の関わり	5
3	教育・子育て分野における取組	8
(1)これまでの教育委員会の取組		
(2)区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける受入れ状況		
(3)区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける支援の状況		
4	支援拡充に向けた今後の課題	12
練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児への支援方針		
1	今後の支援の方向性	14
2	支援方針における取組強化策	15
(1)相談支援体制の強化		
(2)日常生活(園・学校生活等)における支援強化		
(3)園・学校等に対する支援強化		
(4)関係機関との連携強化		
3	支援方針の着実な実施	18



1 支援方針策定の趣旨

医療技術の進歩等を背景として、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたち（以下「医療的ケア児」という。）が年々増加傾向にあります。また、医療的ケア児が、保育園、幼稚園、学校等に通えるようになるなど、取り巻く環境が変わりつつあります。

このような状況の中で、平成24年4月からは、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」が施行され、学校の教職員等についても、特定の医療的ケア（以下「特定行為」という。）を制度上実施することができるようになりました。また、平成28年6月には、「児童福祉法」が改正され、「学校において医療的ケア児は安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する学校看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、学校看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただく」と示されました。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）が施行され、地方自治体や保育所の設置者及び学校の設置者に医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職の防止に資する支援を実施する責務がある旨明記されました。加えて令和5年4月には「こども基本法」が施行され、こどもの心身の状況等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し子どもの施策を総合的に推進する旨示されました。

区は、国に先駆けて平成27年に区立小学校、学童クラブにおいて「たんの吸引」を必要とする児童の受入れを開始し、保育所等に拡大してきました。「みどりの風吹くまちビジョン」「アクションプラン」に基づき、「障害者計画・第六期障害者福祉計画・第二期障害児福祉計画」「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を定め、重症心身障害児在宅レスパイト事業、医療型ショートステイ、訪問看護ステーションとの連携事業の実施など、医療的ケア児の受入れ支援の充実を図ってきました。

今後も医療的ケア児の増加が予想されています。医療的ケア児への支援を更に充実するため、医療的ケア児支援法の趣旨や保護者からの声を踏まえ、これまでの方針を改訂し、乳幼児期、学齢期にあたる保育所や学校等における医療的ケア児への支援の方向性を示す方針を策定します。

医療的ケア児に関する主な取組

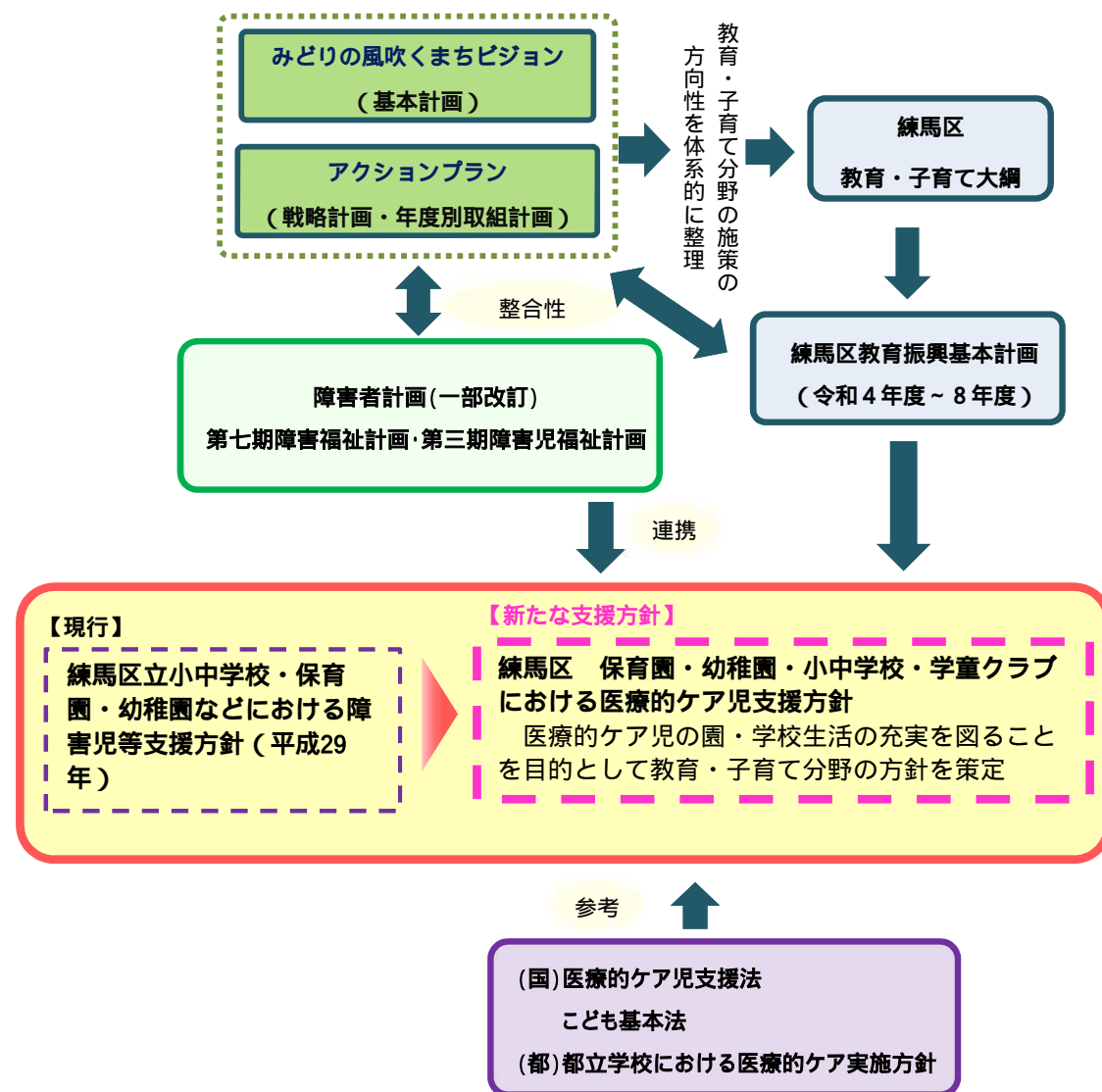
- H27 区立小学校・学童クラブにおける医療的ケア児の受入れ開始
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業開始
- H28 児童福祉法改正により、「医療的ケア」が法に明記
- H29 区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針策定
- H30 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修開始
練馬区医療的ケア児等支援連携会議 設置
障害児保育園ヘレン中村橋 開設
- R 1 訪問看護ステーションによるモデル事業開始（導尿）
- R 2 第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画策定
- R 3 医療的ケア児及びその家族に対する支援法施行
障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定
医療的ケア児等コーディネーターの配置を計画的に明記
- R 4 東京都医療的ケア児支援センター開設（都立大塚病院）
医療的ケアに対応した障害児ショートステイを開始
- R 5 こども基本法施行
医療的ケア児の相談窓口開設（こども発達支援センター）

黒字：国の動き 青字：都の動き 赤字：区の実施

2 本方針の位置づけ

本方針は、「みどりの風吹くまちビジョン、アクションプラン」、教育・子育て分野の施策に関する基本的な計画である「練馬区教育・子育て大綱」及び「練馬区教育振興基本計画」に定める目標や施策を踏まえ、医療的ケア児に対する支援の基本的な考え方と方向性を示すとともに、保育園、小中学校等に在籍する医療的ケア児に対し、安全かつ適切に医療的ケアを行うことにより、園・学校生活の充実を図ることを目的として策定するものです。

本方針の策定にあたっては、教育委員会だけでなく、福祉部や健康部の取組も記載し、区としての医療的ケア児への支援の現状、今後の方向性も記載することとします。



I 医療的ケア児の現状と区の支援

1 医療的ケア児の現状

医療的ケア児支援法においては、医療的ケア児を「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と規定しています。

国の調査によると、令和3年の全国の医療的ケア児は約2万人となっており、15年前に比べ約2倍となっています。また、都内の医療的ケア児は、人口1万人あたり、10.2人と推計されており、これを令和5年の練馬区の人口で換算すると、区における医療的ケア児は約110人と推計しています。（図1）

（図1） 全国の医療的ケア児の人数の推移（0～19歳）



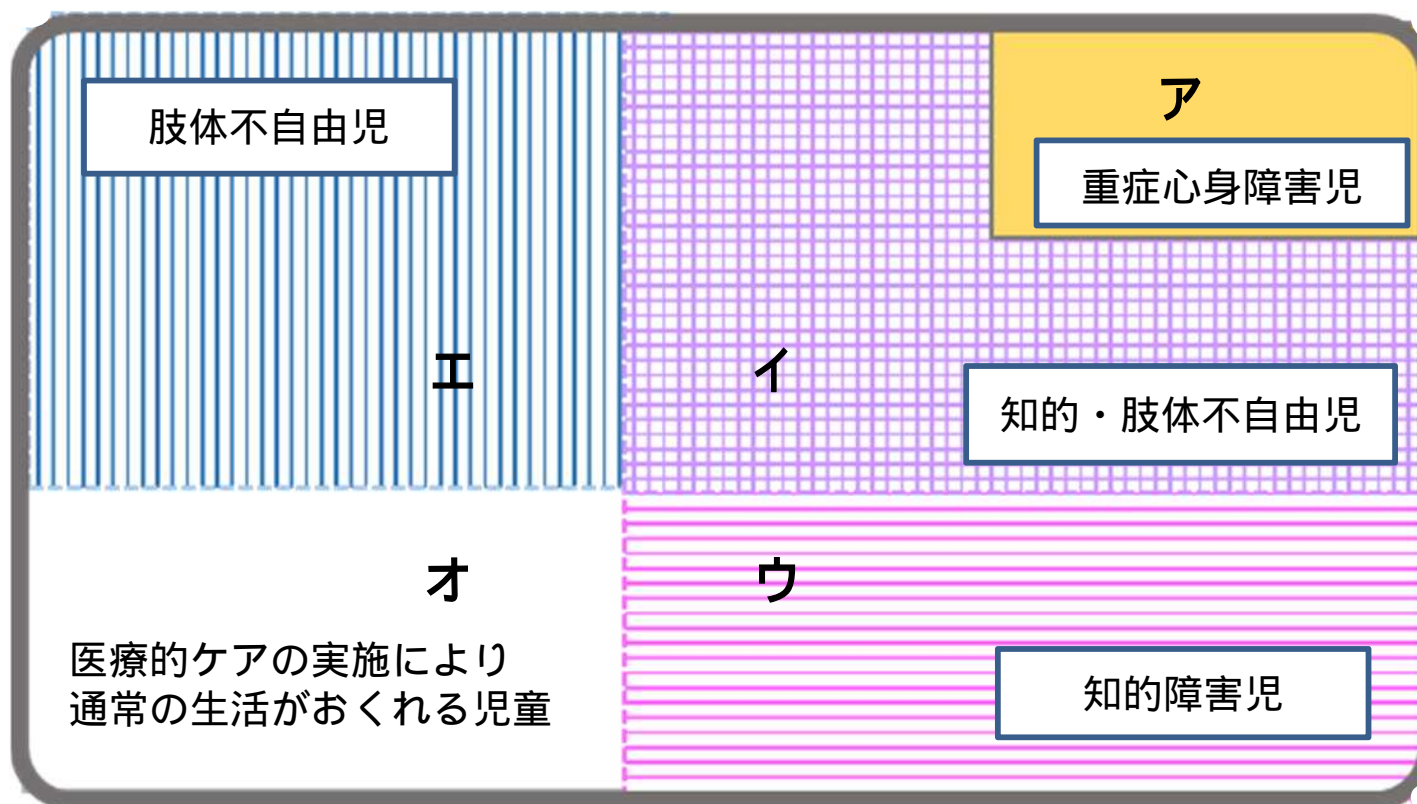
出典：厚生労働省

【区における医療的ケア児（推計）】

R5.4.1現在 区の20歳未満の人口 → 109,294人
 $10.9(\text{万人}) \times 10.2 = 111\text{人}$

2 医療的ケア児の状況と区のかかわり

医療的ケア児となる要因は、出生時の疾病のほか、後天的な病気など様々です。そのため、医療的ケア児の態様は、障害がある児童、医療的ケアを適切に行えば通常の生活がおくれる児童と状況も様々です。（図2）



（図2） 医療的ケア児の態様イメージ

区では、保健、福祉、教育・子育ての各分野で、状況に応じた支援を実施しており、医療的ケア児は様々な福祉サービス等を利用しながら、成長していきます。（図3）

健康部の支援

教育委員会の支援

福祉部の支援

都の支援

例		出生	乳幼児期	学齢期	青年期（～18歳）
A （医療的ケアの支援だけで 保育園・学校等での生活が 可能な医療的ケア児）	主な生活の場		保育園、幼稚園	小中学校、学童クラブ	高校等
	必要な支援		保育園、小中学校等での医療的ケアへの支援 放課後の居場所提供		
	区の対応	出生時からの訪問等相談支援	看護師配置、派遣、個別のケア会議 等		
B （保育園・学校等で受入可能な 知的障害等のある医療的 ケア児）	主な生活の場		保育園、幼稚園	小中学校、学童クラブ	高校等
	必要な支援	在宅時の相談支援	保育園、小中学校等での医療的ケアへの支援 放課後の居場所提供		
	区の対応	出生時からの訪問等相談受付 関係機関へのつなぎ	看護師配置、派遣、個別のケア会議 等		
C （特別支援学校等に通う手厚い 支援が必要な医療的ケア児）	主な生活の場		在宅医療	特別支援学校（小中学部）	特別支援学校（高等部）
	必要な支援	在宅時の相談支援	相談支援、家族負担軽減のための支援	教育の機会の提供 放課後の居場所提供	
	区の対応	出生時からの訪問等相談受付 関係機関へのつなぎ	児童発達支援	看護師配置、送迎サービス、訪問学習	
			在宅レスパイト事業、医療型障害児入所施設	放課後等デイサービス	
				福祉園等	

（図3） 医療的ケア児の状態・成長段階に伴う区の支援イメージ

(図 3 - 2) 医療的ケア児への区の支援

	保健（健康部）	福祉（福祉部）	教育・子育て （教育委員会）
相談支援	・ 出生等医療機関との連携、妊産婦・新生児等家庭訪問 ・ 在宅療養生活に向けた福祉サービス導入相談支援、医療機関等との連携 ・ 乳幼児健診等母子保健事業	・ 発達やサービス利用等に係る相談支援	・ 学校・保育園等での受け入れについての調整
在宅生活支援	・ 訪問看護(東京都重症心身障害児(者)等訪問看護事業)導入支援 ・ 人工呼吸器使用者個別支援計画の作成	・ 医療型ショートステイ等の実施 ・ 区独自支援策（在宅レスパイト事業、放課後デイへの看護師の配置等）の実施 ・ 医療的ケア児等支援連携会議の設置	
社会生活支援			・ 4 医療行為（喀痰吸引、導尿、経管栄養、血糖値測定・インスリン投与）の実施 ・ 看護師の学校配置、訪問看護ステーション看護師派遣 ・ 各学校、園、学童クラブにおいて、医療的ケア児に関する状況の共有をするため、「連携支援会議」を開催

3 教育・子育て分野における取組

(1) これまでの教育委員会の取組

教育委員会は、平成29年5月に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、障害児や医療的ケア児への支援の基本的方針を定めました。

「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」

基本理念

教育委員会は障害や特別な配慮を要する子どもたちに、福祉や保健、医療などと連携を図り、適切な教育・保育環境を整え、子どもたちの健やかな成長を促します。

医療的ケアを要する子どもの対応や受入れ

たんの吸引・経管栄養・導尿の3行為について実施します。

医療的ケアは、看護師が行うものとします。

医療的ケアの対象の拡大については、今後の実施状況を見ながら、引き続き検討を進めていきます。

医療的ケアは、主治医の同意と指示が得られることを実施の前提とします。

受入れ施設の関係医（校医・園医）の意見も考慮しながら、教育委員会が利用の検討会を開催し、医療的ケア実施の可否を判断します。

医療的ケアの実施に際しては、プライバシー保護や温度・湿度等も勘案して環境の整備を行います。

医療的ケア実施中の不測の事態に備えて緊急対応時の手引を作成します。

新任研修や現任研修の実施などを通じて、看護師の知識・技術の向上を図ります。

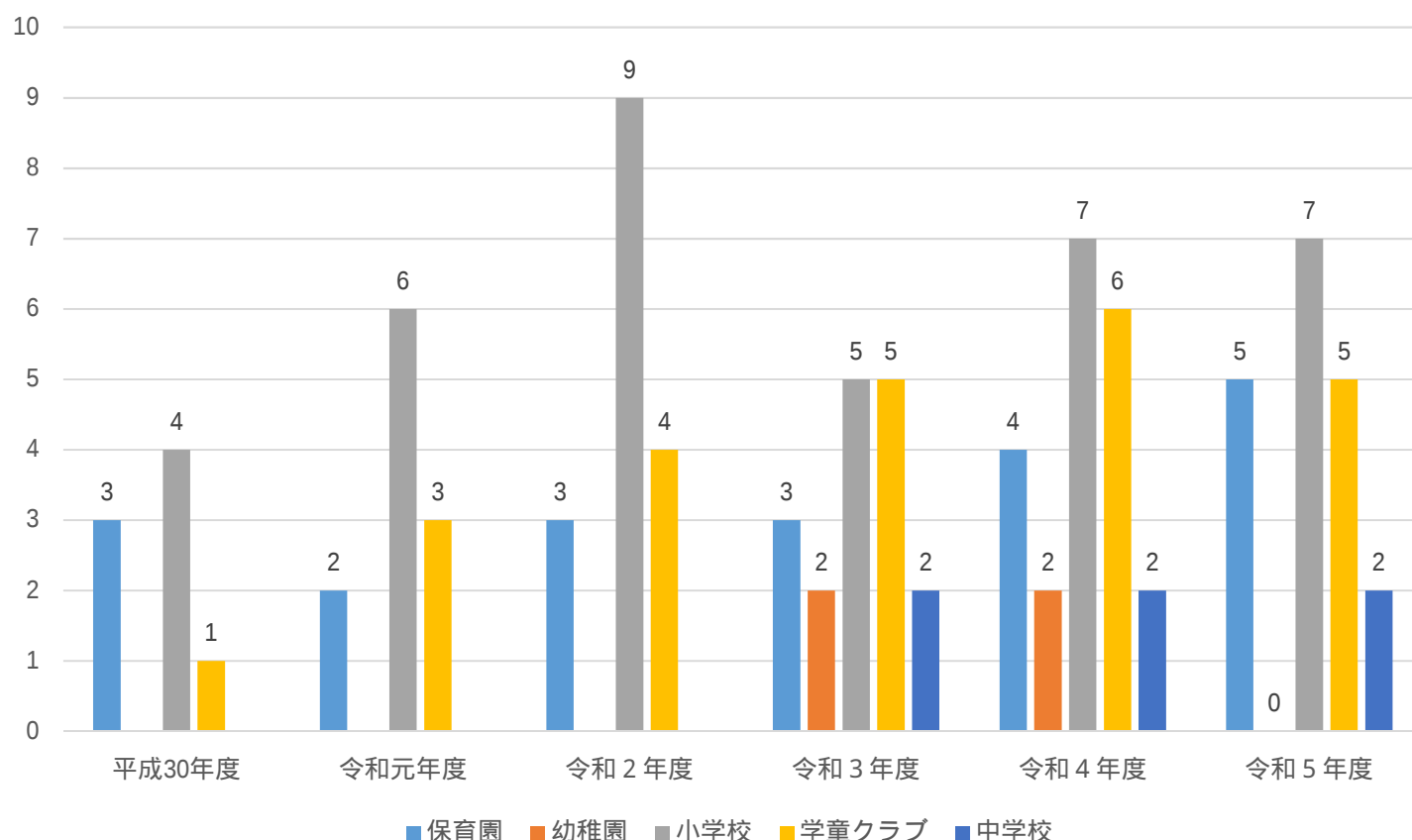
医療的ケア連携支援会議を新たに設置し、保護者や外部関係者との情報連携を緊密に行います。

令和元年度からは、訪問看護ステーションと連携した支援を開始し、令和2年度から、モデル的に「血糖値測定・インスリン投与」を実施するなど、医療的ケア児への支援の充実に努めてきました。

(2) 区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける受入れ状況

平成27年度、区立小学校、学童クラブにおいて区内で初めての「たんの吸引」が必要な児童の支援を開始しました。その後、保育所等の受入を拡大するとともに、「導尿」、「経管栄養」、「血糖値測定・インスリン投与」と支援の種類を増やしてきました。

訪問看護ステーションとの連携事業を開始した令和元年度以降は、10名を超える医療的ケア児を区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブで受け入れています。(図 4)



令和5年度実績 15名
 (内訳) 保育園5名、幼稚園0名、
 小学校7名、中学校2名、
 学童クラブ5名
 (うち4名は小学校在籍者と同じ)

(図 4) 区立小中学校・保育園等における医療的ケア児の受入状況

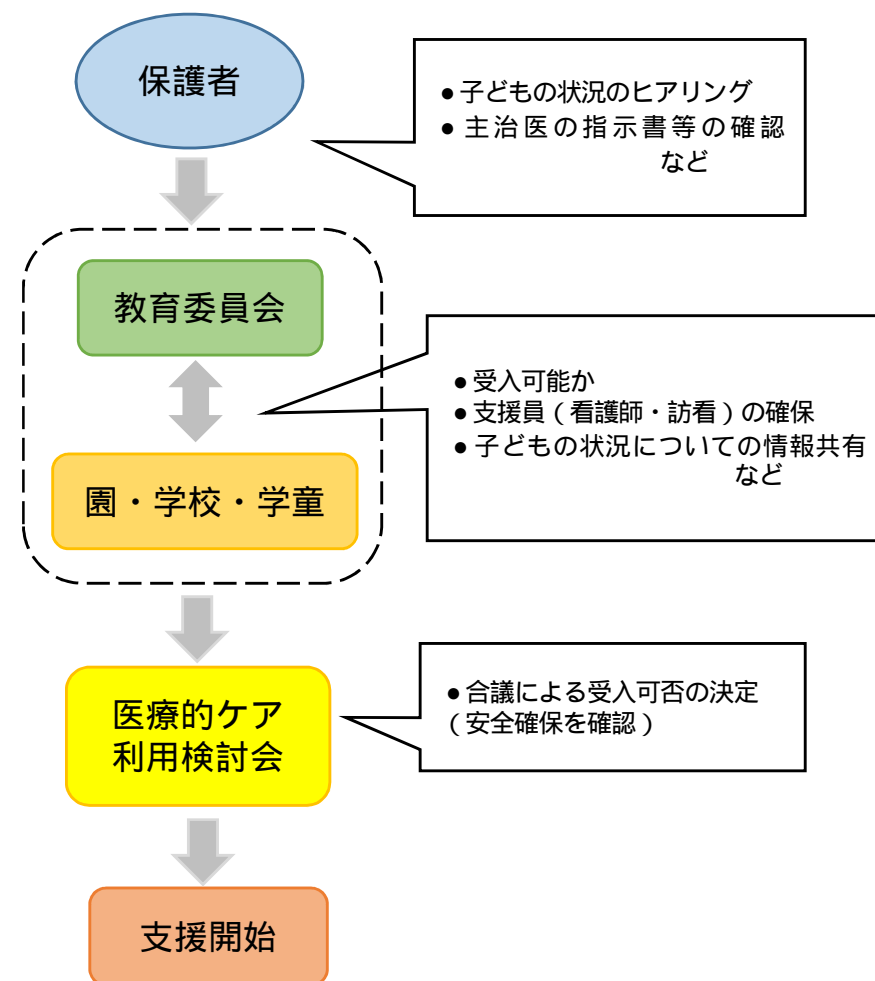
(3) 区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける支援の状況

受入れから支援開始までの流れ (図 5)

- 保護者からの相談を教育委員会で受け、子どもの状況や主治医の指示書などの確認を行います。
- 教育委員会は、園・学校・学童クラブと「子どもの状況の共有」を行い、支援員（看護師・訪問看護ステーション）を確保し、受入に向けての調整を行います。
- 「医療的ケア利用検討会」において、合議により受入れの可否を決定します。

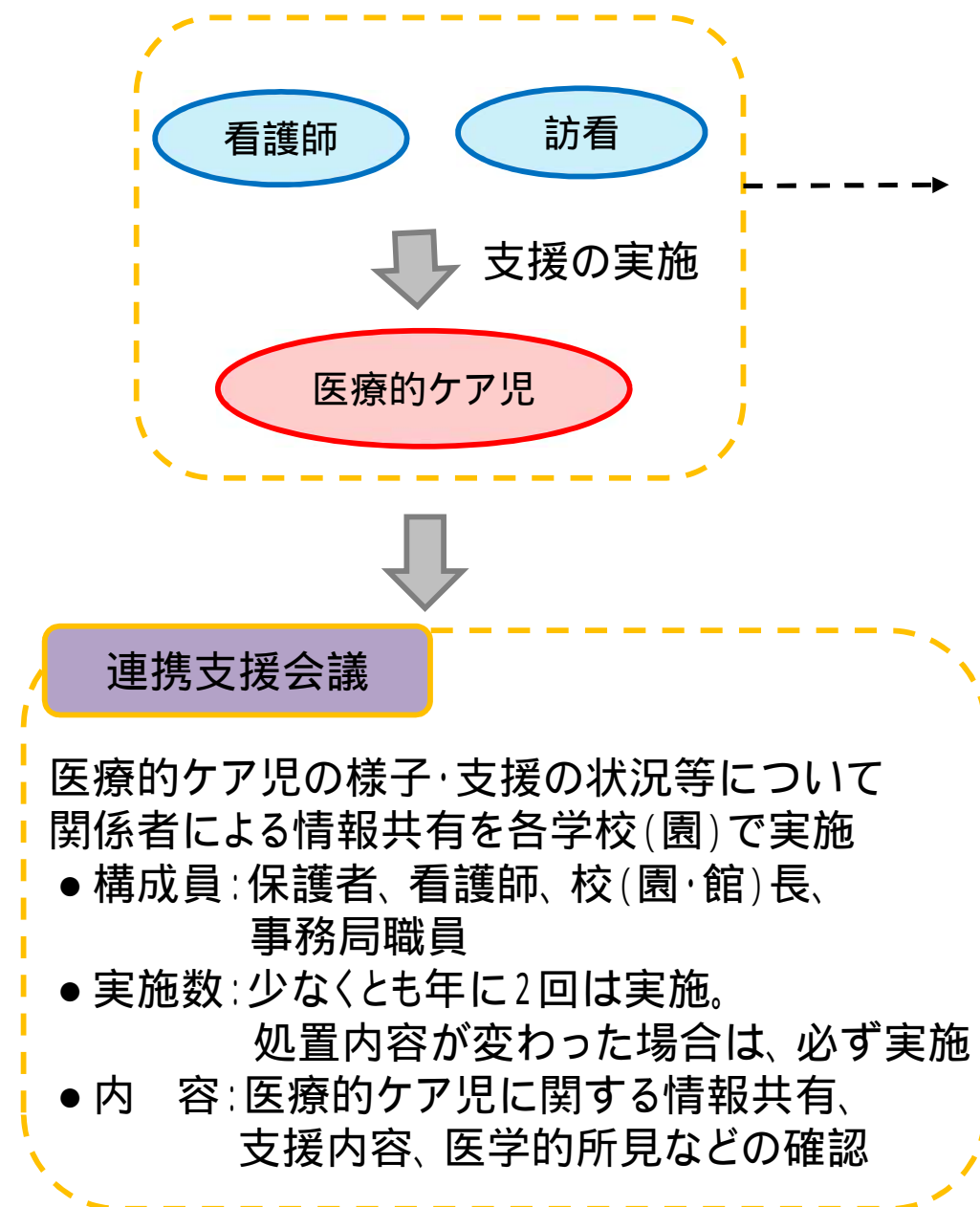
支援の実施と情報共有 (図 6)

- 医療的ケア児の状況に応じ、小中学校・学童クラブに看護師配置または訪問看護ステーションの看護師派遣を行い、医療的ケア児の支援を行います。
- 園、小中学校、学童クラブにおいて、支援内容や医学的所見など医療的ケア児に関する状況等を関係者で共有するための「連携支援会議」を年数回、開催します。



(図 5) 受入れから支援までの流れ

(図6) 支援の実施、情報共有



区で実施している4つの医療行為(モデル実施含)は、学校等に通う医療的ケア児が必要とする医療行為の約7割を占める。

	割合(%)	区で実施している4行為
喀痰吸引	25.0	
導尿	16.3	
経管栄養	13.1	
血糖値測定	10.1	
パルスオキシメーター	8.0	
気管切開部の管理	6.2	
在宅酸素療法	5.9	
その他	15.4	

その他、重複して医療的ケアを必要としている児童・生徒がいる。

(文科省調査より)

4 支援拡充に向けた今後の課題

区は、各分野において、計画や支援方針を定め、それぞれの基本理念に基づき関係機関と連携した支援を行いながら医療的ケア児の健やかな成長を促す取組を進めてきました。

これまでの取組や医療的ケア児支援法の趣旨、保護者等からの要望を踏まえ、支援の充実を図る必要があります。

医療的ケア児支援法が求める支援	区の現状と課題
相談支援体制の充実	【現状】 医療的ケア児に関する相談は、各所管で実施 （保護者の声） 「周りに医療的ケア児の保護者がいないため、悩みを話せる場が少ない」 「どこに相談して良いか分からない」 【課題】 ・相談窓口の明確化、ワンストップ化が必要 ・保護者の気持ちに寄り添った相談支援が必要 ・相談窓口や支援内容の周知の強化が必要
日常生活における支援	【現状】 保健師による面接・電話・家庭訪問による状況の把握 医療型ショートステイ、在宅レスパイト事業等の実施 保育園・小中学校等に看護師を配置 （保護者の声） 「宿泊学習等に保護者が同行できず、参加できない」 「教員等の医療的ケア児に対する理解を深めて欲しい」 【課題】 ・学校行事への参加など教育・保育の機会の保障に向けた支援の充実が必要 ・教育・子育て現場における関係者への意識啓発が必要 ・子どもの成長段階に応じた、段階的な支援が必要
医療的ケア児が在籍する保育園、学校等に対する支援	【現状】 保育園や学童クラブでは、施設規模によって処置場所のプライバシー確保が困難な場合がある 【課題】 ・備品等の充実など安全に医療行為ができる環境の整備が必要

これらの課題に、福祉、保健、教育・子育ての各分野が連携して取組み、医療的ケア児に対する支援の拡充に努めていかなければなりません。

福祉分野においては、障害児支援の全体計画である「練馬区障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を令和5年度に一部改訂し、医療的ケア児等の支援の方向性について示していきます。

それに加えて、教育・子育て分野においては、これまでの「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づく取組を踏まえ、医療的ケア児への支援の拡充に向けた新たな支援方針を策定します。



練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・ 学童クラブにおける医療的ケア児への支援方針

1 今後の支援の方向性

前章で挙げた課題を解決するため、教育・子育て分野においては、医療的ケア児への新たな支援方針を策定し、方針に基づき支援の拡充に努めていきます。

方針の基本理念

「福祉や保健など各分野と連携を図り、医療的ケアが必要な園児・児童・生徒が安心して学校・保育園・幼稚園・学童クラブに通い続けられる環境を整え、子どもたちの健やかな成長を促します」

方針における医療的ケア

これまでの経緯を踏まえ、「喀痰吸引、経管栄養、導尿」に加え、「血糖値測定・インスリン投与」を実施します。

支援充実に向けた4つの取組強化策

方針に掲げる基本理念の達成に向け、教育委員会はこれまでの支援に加え、以下の4つの支援強化に取り組みます。

- 1 相談支援体制の強化
- 2 日常生活（園・学校生活等）における支援強化
- 3 園・学校等に対する支援強化
- 4 関係機関との連携強化

2 支援方針における取組強化策

(1) 相談支援体制の強化

医療的ケア児の保護者からは、医療的ケアに関する相談窓口や支援内容が分かりにくい、との声をいただいています。また、家庭で医療的ケアを実施している家族の負担軽減も求められています。医療的ケアに関する相談窓口の明確化など、相談体制の強化に取り組み、保護者負担の軽減に取り組みます。

医療的ケア児等コーディネーターの配置と連携

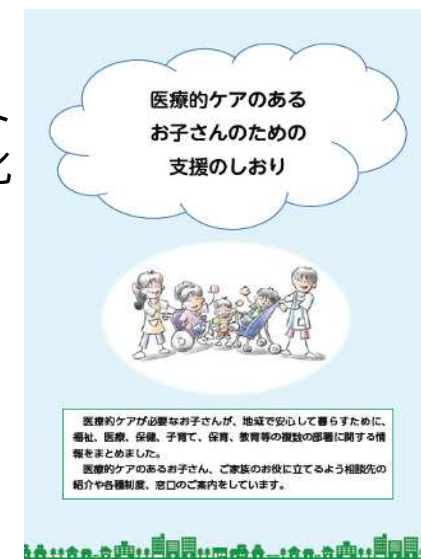
令和5年度に医療的ケア児に関する総合相談窓口として、こども発達支援センターに「医療的ケア児等コーディネーター」を配置しました。医療的ケア児等コーディネーターと連携し、相談のあった医療的ケア児が保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブを利用する際に迅速に支援につなげていきます。また、成長段階に合わせ各所管で支援のあり方を共有するなど、適切な支援を継続的に実施します。

医療的ケア児への支援の周知強化

医療的ケア児への支援は、それぞれの状況に応じ、福祉、保健、教育・子育て分野で実施しています。令和5年度に各分野で実施している支援の情報をまとめたパンフレットを作成しました。相談や支援につながりやすく、地域で安心して暮らせるよう周知の強化に取り組みます。

医療的ケア児の受入と看護師の配置

保育園や小中学校等での受入にあたっては、これまで通り主治医や関係者の意見も考慮しながら、教育委員会が利用の検討会を開催し、受入れの可否を判断します。医療的ケアの実施は、主治医の指示のもと、看護師が行うものとします。常時支援が必要な場合には学校配置の看護師が、スポット的な支援が可能な場合は訪問看護ステーションの看護師がそれぞれ支援にあたるなど、医療的ケア児の状況に合わせた支援体制を構築します。



(2) 日常生活(園・学校生活等)における支援強化

保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおいては、平成27年度から医療的ケア児の受入れを開始し、看護師を学校等に配置するほか、令和元年度からは訪問看護ステーションとの連携事業を実施するなど支援の充実に努めてきました。引き続き、医療的ケア児が園や学校等で不安なく生活できる環境を整備していきます。

また、将来的に、医療的ケアを自身で行えるようになりたいと考えている医療的ケア児や保護者の声もあります。医療的ケア児や保護者の希望を踏まえ、家庭においても成長段階に応じた支援を行い、子ども自身の成長につなげる取組みを進めます。

保育士・教職員等への意識啓発、技術研修の実施

医療的ケアを実施する看護師への研修を引き続き実施します。

また、保育士や教職員および学校生活支援員等の学校関係者、学童クラブスタッフを対象に、医療的ケア児等コーディネーターや外部有識者等による医療的ケアに関する研修やたんの吸引などの実技研修を行い、意識啓発や知識・技術の向上を図ります。

宿泊学習・修学旅行へ参加する際の看護師の配置

医療的ケアが必要な児童生徒が宿泊学習や修学旅行へ参加する場合は、医療的ケア児の安全確保のため、保護者の同行を基本としますが、保護者の同行が難しい場合に、保護者・本人の同意のもと、代替の看護師を配置し、教育の機会を確保していきます。

家庭での支援の強化

子ども、保護者の希望により、訪問看護ステーションによる家庭訪問を実施します。

家庭での医療的ケアを行っていくうえで、保護者の不安や家庭での子どもの様子等を聞き取りながら、段階的に、子ども自身で医療的ケアができるよう支援を実施します。

緊急対応

医療的ケア実施中の不測の事態に備えて、緊急対応マニュアルを見直していきます。





(3) 園・学校等に対する支援強化

医療的ケア児が安心して、学校・保育園・幼稚園・学童クラブに通い続けられる環境を整備していきます。

医療的ケアを実施するための環境整備

医療的ケア児の受入施設において、備品等の充実を図り、プライバシー保護や温度・湿度等を考慮した医療的ケアが実施できる環境を整備していきます。

(4) 関係機関との連携強化

医療的ケア児は状況や成長過程において福祉、保健、教育・子育てなど様々な分野が関わりを持っています。各分野との連携強化のもと、園・学校等に在籍する前後の情報共有、医療的ケア児支援の方向性や具体的な取組の検討など、状況や成長段階に合わせた切れ目ない支援を実施します。

医療的ケア児等支援連携会議（仮称）教育・子育て部会 の設置

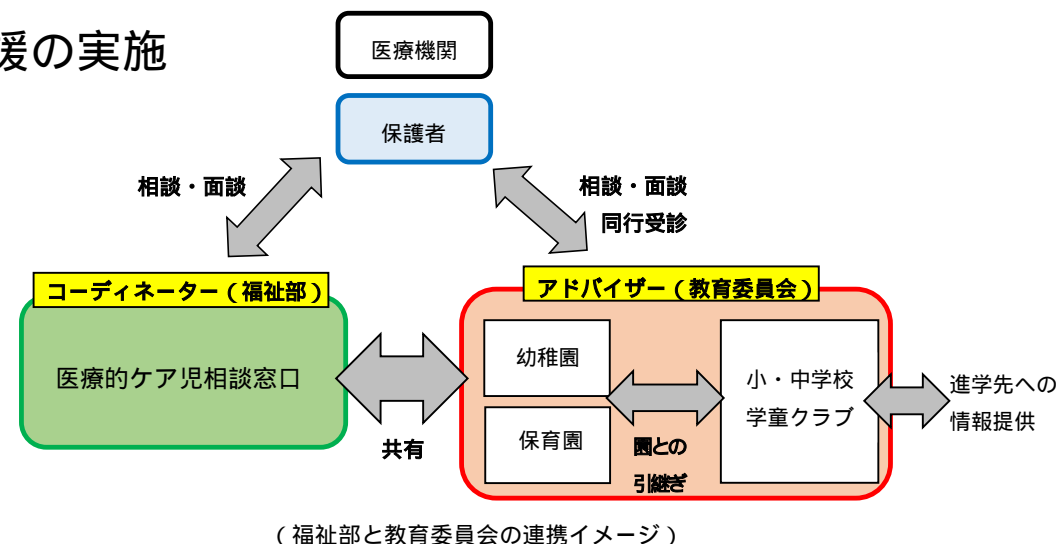
医療的ケア児の支援検討や情報共有の場として、「練馬区医療的ケア児等支援連携会議（ ）」を設置していますが、園・学校等における医療的ケア児への支援の方向性、具体的な取組を検討・協議するため、既存の支援連携会議に（仮称）教育・子育て部会を設置します。

練馬区医療的ケア児等支援連携会議

福祉、保健、教育・子育て分野の関係職員および医師、当事者家族を構成員として
医療を要する状態にある障害児および重度心身障害児等に対する必要な支援を検討する場。

医療的ケア児アドバイザーによる切れ目ない支援の実施

教育委員会では、『医療的ケア児アドバイザー』を委嘱します。未就学期から就学期への移行時期は、園・保護者との面談し今までの支援を確認します。また、医療的ケア児等コーディネーターと情報共有するほか、医療機関への同行受診、緊急対応表や卒業後の引継ぎ資料の作成などを行い、切れ目なく安全に医療的ケアが実施できるよう支援体制を整えます。



受入施設内および関係機関との連携による支援の充実

医療的ケア児の受入施設において、保護者や園長・校長、看護師等が参加する「連携支援会議」を開催し、支援の状況等の共有や保護者要望を聞き取り、成長段階に沿った適切な支援を実施します。また、サービス提供事業者等と連携し、医療的ケア児の成長段階に合わせ、安心して身近な地域で保育・教育が受けられる機会や自立に向けた支援策を検討していきます。

3 支援方針の着実な実施

方針を着実に実施するため、本方針については、区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブに周知します。

各現場で実施する医療的ケアや医療行為の拡大については、医療的ケア児等支援連携会議（（仮称）教育・子育て部会）で検討します。また、各現場で実施している支援について検証し、本方針の必要な見直しを行っていきます。



参考

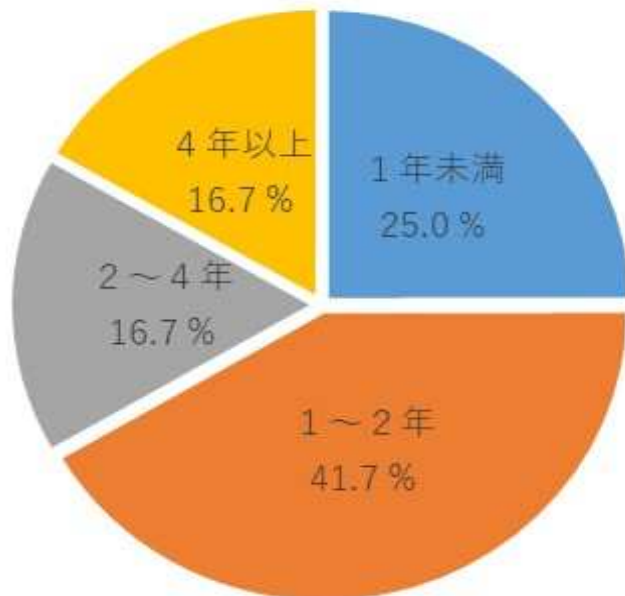
医療的ケア児の保護者のニーズ

本支援方針の策定の参考とするため、令和4年度に、区立小中学校・保育園等に在籍する医療的ケア児の保護者に対するアンケートを実施した。

【質問】

区立小中学校・保育園等において医療的ケア支援を受けている期間はどのくらいですか。

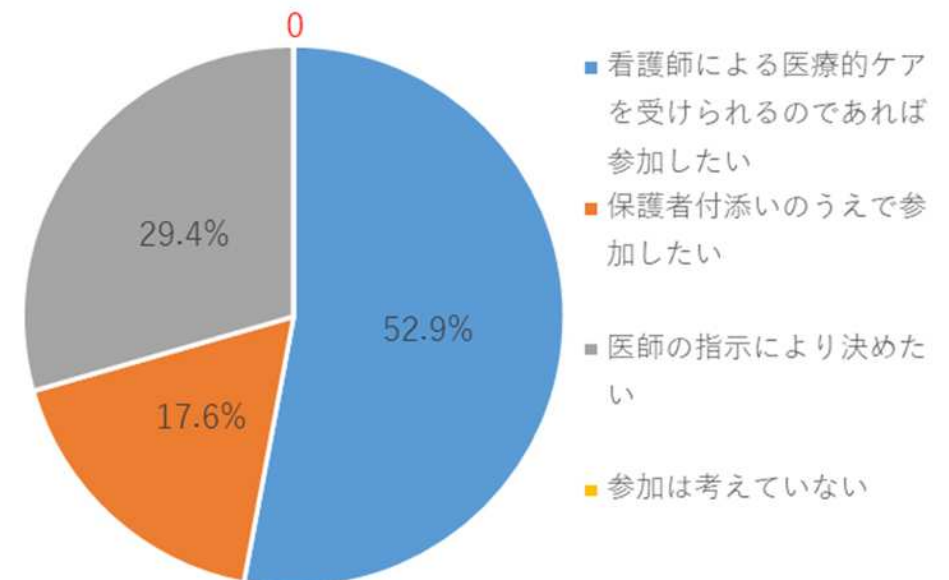
医療的ケアの実施期間は1～2年が最も多い。
受入当初から継続となっている子どももいる。



【質問】

学校における宿泊学習や修学旅行へ参加したいですか。

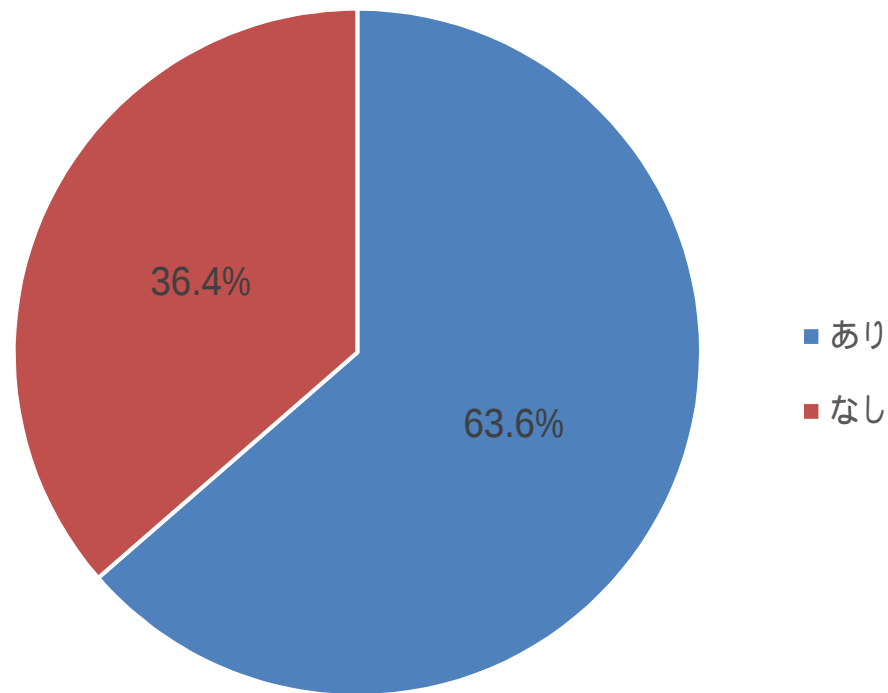
参加意向は約7割。「参加は考えていない」と回答した方はいなかった。その他の意見として宿泊先の設備（エレベーター、介護用ベッドなど）を整えることが優先との意見あり



【質問】

将来的に、お子様自身で医療的ケアを行えるような支援を望みますか。

将来的に自身で医療的ケアを行えるような支援を望んでいる保護者が約7割。その他の声として、「小学校では自身で吸引できるようになってもらいたい。」「子どものペースで自立していくことが一番大切である。」など



【質問】

就園・就学の際に望む支援はどのようなものがありますか（自由回答）

医療的ケア児の入園や就学にかかる相談先や園・学校等において実施している支援内容の周知の充実を求める意見が多い。

（主な意見）

- 小学校に進学した後のケアは誰がしてくれるのかが分からなかった。
- 就学時にどのような進路があるのか分からない。就学に関する情報がなく不安。
- いつから、どのように、どこに相談したらいいのかが分からない。窓口を分かりやすくしてほしい。
- 医ケア児になった時点で就学等の情報を知っていたらここまで不安になることはなかった。
- 下の学年の子との交流もできるとうれしい。
- 学童での医ケア児の枠の基準をもう少し考えてほしい。
- 学校の先生も医ケア児に対する理解を深めてもらいたい。
- 通っている保育園が、家から遠く、車で通園することが多く負担である。